



平成 19 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 三菱マテリアル株式会社  
代表者名 取締役社長 井手 明彦  
(コード番号 5711 東・大証第 1 部)  
問合せ先 広報・I R 室副室長 鈴木 徹  
(T E L 03-5252-5206)

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本プランは、本日付で効力を生じるものとしませんが、平成 19 年 6 月開催予定の当社第 82 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本プランの導入に関する議案をお諮りさせていただきたくとし、当該議案について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本プランは直ちに廃止されるものとしします。

#### 1. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上への取り組みについて

当社は、当社の淵源である金属・石炭の鉱山事業で培った技術等をもとに様々な分野において事業を展開してきました結果、現在では、セメント、銅、加工及び電子材料の 4 コア事業をはじめエネルギー事業、貴金属事業、アルミ事業及び環境リサイクル事業等を行う複合事業集団となっています。また、当社は、様々な事業活動を通して社会に貢献することを企業理念の基本とし、これまで、総合素材メーカーとして人々が生活する上で欠くことのできない基礎素材を世の中に供給するのみならず、環境負荷の低減や循環型社会システム構築への貢献を目指し、豊かな社会をつくるために不断の努力を行ってまいりました。更に、当社は、事業活動の発展はもとより、社会との共生も図りながら、株主、従業員、顧客、地域社会、サプライヤーその他多数の関係先を含むステークホルダーの皆様から更なる信頼を得ることにより、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めていきたいと考えております。

このような中であって、当社は、中期経営計画（2005-2006 年度）のもと、収益構造の安定化を図るとともに、複合経営の強みを生かし、本業で勝ち抜く成長基盤の確立に取り組んでまいりましたが、同計画で掲げた目標「連結経常利益 600 億円」等を 1 年早期に達成するなどの成果を挙げております。また、本年 4 月からは、事業基盤の更なる強化を図り、複合事業集団としての価値創造を推進していくため、「新中期経営計画（2007-2009 年度）Break-through 1000 ～1000 億円企業を目指して～」をスタートさせました。この新中期経営計画における全社経営方針の 4 つの柱は次のとおりであります。

①複合経営の基盤である4コア事業（セメント・銅・加工・電子材料）の拡大・強化：

原料から川下製品までの垂直価値連鎖の一層の強化、グローバル展開の推進等

②成長戦略の推進による進化と変革：

成長3分野（自動車、情報・エレクトロニクス及び環境リサイクル）への集中投資、ビジネスモデルの革新等

③成長を支える知的資本の充実：

積極性と活力のある人材育成、技術・技能の伝承を通じたものづくり力の向上等並びに

④財務体質の強化：

収益力強化による自己資本の充実等

以上の方針のもと、個別事業における市況変動の中にあっても連結経常利益1000億円レベルの収益を安定的に確保できる企業を目指すとともに、CSR活動の推進や内部統制システムの整備を通じて当社に課せられた社会的責任を果たしてまいります。

当社は、かかる新中期経営計画に従った諸施策を鋭意実施することで、企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

## 2. 本プラン導入の目的

近年、わが国の資本市場においては、対象となる会社の取締役会との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に株式の大量の買付等を強行するという動きが生じております。当社取締役会は、このような株式の大量の買付等であっても、当社の社会的存在価値を踏まえた企業経営を十分に理解し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当然のことですが、株式の大量買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大量の買付等の中には、企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、上記のとおり、当社は、複合事業集団としての価値創造に取り組んでおりますが、当社株式の大量買付等を行う者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値・株主共同の利益の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上させなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損される可能性があると考えております。

このような判断に立って当社取締役会は、当社株式の大量の買付等が行われる場合に、不適切な買付等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことを可能としたりすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止する為の枠組みが必要であるとの結論に至りました。

従いまして、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社

株式の大規模な買付等を行いまたは行おうとする者に対して、当該買付等を行いまたは行おうとする者が実施しようとする大規模な買付等に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、（1）当社社外取締役、（2）当社社外監査役または（3）社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、別紙2に記載の4氏が就任されました。

また、平成19年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3「当社大株主の状況」とおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大量買付等の対象とされている、または、対象とする旨の提案を受けているとの認識はございません。

### 3. 本プランの基本方針

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、以下のとおり当社株式の大規模な買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を設定し、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させ、当社株式の大規模な買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、及び、これらの者に対して一定の場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって当社の買収防衛策といたします。

### 4. 本プランの内容

#### （1）本プランに係る手続

##### （a）対象となる大規模買付等

本プランは以下の①または②に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付

---

<sup>1</sup> 証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本

- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- ① 氏名または名称及び住所または所在地
- ② 代表者の役職氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(c) 「本必要情報」の提供

上記(b)の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

---

プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 証券取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

<sup>3</sup> 証券取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じとします。

<sup>4</sup> 証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下②において同じとします。

<sup>5</sup> 証券取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じとします。

<sup>6</sup> 証券取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じとします。

<sup>7</sup> 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

<sup>8</sup> 証券取引法第27条の26第1項、証券取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記(b)(i)<sup>⑤</sup>の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- ② 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細、方法及び内容（大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等の方法の適法性、並びに大規模買付等の実行の現実的可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ④ 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥ 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意等の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意等の具体的内容
- ⑧ 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

---

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

<sup>10</sup> 証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

- ⑨ 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の①または②の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- ① 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする公開買付けの場合には 60 日間
- ② その他の大規模買付等の場合には 90 日間

買付者等は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの評価・検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様にご提案を提示することもあります。

(e) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、当社取締役会から対抗措置の発動の是非に関する諮問があった場合には、以下の手続に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を

得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の①または②に定める勧告または決議をした場合には、当社取締役会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記 (b) から (d) までに規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認める場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

② 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

①に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、買付者等が上記 (b) から (d) までに規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を発動することが相当であると判断する場合には、対抗措置の発動の是非について、上記(e)に記載のとおり、独立委員会に対して諮問を行うものとします。

当社取締役会は、この諮問に基づく独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から相当であると最終的に判断する場合には、対抗措置の発動に関する決議を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を踏まえて取締役会決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であると不発動であるとを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(g) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記(f)の手続に従い対抗措置の発動を決議した場合であっても、①買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回した場合または②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。なお、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても、上記(e)の勧告に準じて、速やかに情報開示いたします。

取締役会は、上記独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえ当社取締役会が当社の企業価値・株主の皆様全体の共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないとは判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

## (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)(f)に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

また、当社は、本新株予約権の発行による対抗措置の発動の機動性を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

## (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成22年6月開催予定の当社第85回定時株主総会終結の時までといたします。但し、本定時株主総会において、本プランの導入に関する議案が承認可決されなかった場合には、本プランは直ちに廃止されるものとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを変更する場合があります。かかる変更が本プランの内容に関するものである場合には、形式的な事項を除き、独立委員会の承認を得た上で行うものとします。

本プランについては、平成20年以降も、当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討の上、その継続、廃止または変更について決定します。

また、当社は、本プランが廃止された場合には、当該廃止の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び証券取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

## 5. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記2.に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

当社は、上記4.(3)に記載のとおり、平成19年4月27日開催の当社取締役会において、本プランの導入を決議いたしました。本プランの導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本プランの導入に関する議案が承認可決されなかった場合には、本プランが廃止されることを当該決議の条件としております。従って、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られない場合には、本プランは直ちに廃止されます。

本プランの有効期間は、平成22年6月開催予定の当社第85回定時株主総会の終結時までであり、また、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。更に、当社の取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本プランの有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことも可能です。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）

から選任される委員 3 名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

#### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 4. (1) (e) 及び (f) に記載のとおり、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### (6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記 4. (3) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

### 6. 株主の皆様への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式 1 株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記 4. (1) (g) に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化も生じないこと

になるため、当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資者の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

#### (a) 名義書換の手続

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当て期日を定め、これを公告します。割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された割当て期日までに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

#### (b) その他の手続

なお、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

以上

## 独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 社外取締役、(2) 社外監査役または(3) 社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非(大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断を含む。)
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止または撤回
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。

9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

## 独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の4名です。

岡 本 行 夫 (おかもと ゆきお)

昭和20年11月23日生

当社社外取締役

〔略 歴〕

昭和43年4月	外務省入省
同 60年8月	同省北米局安全保障課長
同 63年7年	同省北米局北米第一課長
平成3年1月	同省退官
同 3年3月	株岡本アソシエイツ代表取締役(現)
同 12年3月	アサヒビール(株)社外取締役(現)
同 12年4月	パシフィカ・ネオ・ベンチャーズ社代表社員(現)
同 12年6月	当社社外取締役(現)
同 18年6月	三菱自動車工業(株)社外監査役(現)

守屋 凱 充 (もりや よしみつ)

昭和15年3月19日生

当社社外監査役 (常勤監査役)

〔略 歴〕

昭和38年4月	(株)三菱銀行入社
平成2年6月	同社取締役・日本橋支店長
同 4年5月	同社取締役・名古屋支店長
同 5年12月	同社常務取締役就任
同 6年2月	ダイヤモンド抵当証券(株) 取締役社長
同 7年6月	日本信託銀行(株) 常務取締役
同 8年5月	同社専務取締役
同 12年6月	当社社外監査役 (常勤監査役) (現)

岩 倉 正 和 (いわくら まさかず)

昭和37年12月2日生

西村ときわ法律事務所パートナー弁護士

〔略 歴〕

昭和62年4月	第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所(現西村ときわ法律事務所)入所
平成4年4月	立教大学法学部講師
同 5年9月	デベヴォイズ・アンド・プリンプトン法律事務所(ニューヨーク)勤務
同 6年2月	ニューヨーク州弁護士登録
同 6年8月	アーノルド・アンド・ポーター法律事務所(ワシントンD.C.)勤務
同 8年1月	西村総合法律事務所(現西村ときわ法律事務所)パートナー弁護士
同 16年4月	一橋大学法科大学院講師(現)
同 17年4月	京都大学大学院法学研究科講師(現)
同 17年6月	(株)カカコム社外監査役(現)
同 18年4月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授(現)
同 18年6月	(株)ファンケル社外取締役(現)

堀 内 三 郎 (ほりうち さぶろう)

昭和20年1月14日生

公認会計士

〔略 歴〕

同 44年4月	島田公認会計士事務所入所
同 46年1月	監査法人和光事務所入所
同 47年10月	公認会計士登録
同 60年5月	新和監査法人（現あずさ監査法人）社員
平成5年5月	監査法人朝日新和会計社（現あずさ監査法人）代表社員
同 13年5月	朝日監査法人（現あずさ監査法人）本部理事
同 15年5月	同法人専務理事
同 16年6月	同法人退社
同 16年6月	当社経理・財務部門嘱託（非常勤）
同 16年11月	(株)サンエー・インターナショナル社外監査役(現)
同 18年7月	明治安田生命保険相互会社社外取締役(現)
同 19年3月	当社経理・財務部門嘱託（非常勤）解嘱

## 当社大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト 信託銀行(株)(信託口)	78,983 千株	6.3 %
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(信託口)	74,606	6.0
(株)三菱東京UFJ銀行	36,134	2.9
明治安田生命保険(相)	29,047	2.3
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(信託口4)	28,480	2.3
三菱UFJ信託銀行(株)	15,555	1.2
カイハツ産業(株)	14,296	1.1
日本生命保険(相)	12,888	1.0
三菱重工業(株)	12,328	1.0
三菱地所(株)	11,640	0.9

注：出資比率は自己株式(3,263,045株)を控除して計算しております。

**当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型**

- (1) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。))が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (6) 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (8) 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (9) 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (10) その他(1)から(9)までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

## **新株予約権無償割当ての概要**

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。但し、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者<sup>11</sup>、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者<sup>12</sup>、④特定大量買付

---

<sup>11</sup> 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法27条の2第1項に定義される株券等を意味します）

者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

---

以下本注において同じとします。)の買付け等(証券取引法 27 条の 2 第 1 項に定義される買付け等を意味します。以下同じです。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 1 項に定めるものを含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される場合をいいます。)をいいます。